

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		土地区画整理事業の換地計画の認可及び変更認可(個人施行)		
根拠法令及び条項		土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第86条第1項(認可)、第97条第1項(変更認可)		
所 管 部 課 名		都市計画部 区画整理課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法第87条</li> <li>・土地区画整理法施行規則(昭和33年建設省令第5号)第11条</li> </ul>		
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法施行規則第11条、第12条に適合しているか</li> <li>・換地設計、各筆換地明細、清算金明細等が法令通り定められているか</li> </ul>		
	設定年月日	平成13年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 50日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名 ) 協議機関 日(機関名 ) 処分機関 50日		
	設定年月日	平成13年4月1日	最終変更年月日	
備 考				